

高山市税条例の一部を改正する条例の概要について

1. 猶予制度

区 分	改正前	改正後
徴収猶予及び換価の猶予における担保の徴取基準	猶予税額 50 万円以下は担保不要 (地方税法第 16 条)	次のいずれかの場合は担保不要 ・ 猶予税額 100 万円以下 ・ 猶予期間が 3 ヶ月以内

・ 施行期日：平成 28 年 4 月 1 日

※徴収猶予：災害等に起因して納税が困難となった場合に、分納を承認する制度

※換価の猶予：差押財産の換価処分（公売等）を猶予し、分納を承認する制度

※猶予期間：原則 1 年以内

2. 市たばこ税

旧 3 級品紙巻たばこの特例税率の段階的廃止

税 率 (1,000 本当たり)	改正前	改 正 後			
		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
	2,495 円	2,925 円	3,355 円	4,000 円	5,262 円

・ 施行期日：平成 28 年 4 月 1 日

※旧 3 級品紙巻たばこ：専売納付金制度下において 3 級品とされていたエコー、わかば、しんせい、ゴールデンバット、ウルマ及びバイオレットの 6 銘柄